

令和2年生駒市教育委員会

第2回定例会 議案

令和2年2月25日

生駒市教育委員会



## 令和2年生駒市教育委員会(第2回)定例会議案目録

| 議案番号  | 議 案 名   | 項  |
|-------|---|----|
| 報告第3号 | 臨時代理につき承認を求めることについて(令和2年生駒市議会第1回(2月)臨時会提出議案の意見について) | 1  |
| 報告第4号 | 令和2年生駒市議会第1回(2月)臨時会提出議案の結果について                      | 5  |
| 議案第2号 | 令和2年度予算編成について                                       | 6  |
| 議案第3号 | 令和2年生駒市議会第2回(3月)定例会提出議案の意見について                      | 7  |
| 議案第4号 | 生駒市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について                    | 13 |
| 議案第5号 | 生駒市長の権限に属する事務の補助執行の協議について                           | 14 |
| 議案第6号 | 令和4年度以降の成人式の取扱について                                  | 16 |
| 議案第1号 | 令和2年度生駒市学校教育の目標について                                 | 18 |



## 報告第3号

### 臨時代理につき承認を求めることについて

(令和2年生駒市議会第1回(2月)臨時会提出議案の意見について)

令和2年生駒市議会第1回(2月)臨時会提出議案の意見について、教育委員会を招集するいとまがなかったため、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号)第5条第2項の規定により、令和2年1月30日に臨時に代理したので、これを報告し、承認を求める。

令和2年2月25日提出

生駒市教育委員会

教育長 中田好昭

#### 【提出議案】

- ・令和元年度生駒市一般会計補正予算(第7回)

## 第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

追加

[単位 千円]

| 款     | 項       | 事業名               | 金額           |
|-------|---------|-------------------|--------------|
| 教 育 費 | 小 学 校 費 | 小 学 校 施 設 整 備 事 業 | 3 2 2, 4 9 1 |
|       | 中 学 校 費 | 中 学 校 施 設 整 備 事 業 | 1 7 5, 7 1 2 |

## 第 3 表 地 方 債 補 正

追加

[単位 千円]

| 起債の目的                | 限度額     | 起債の方法              | 利 率  | 償 還 の 方 法   |
|----------------------|---------|--------------------|--|---|
| 小 学 校 施 設<br>整 備 事 業 | 161,200 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 5.0%以内(ただし、<br>利率見直し方式で<br>借り入れる場合に<br>ついて、利率の見<br>直しを行った後<br>においては、当該見<br>直し後の利率) | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。 |
| 中 学 校 施 設<br>整 備 事 業 | 87,800  | "                  | "  | "   |

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

| 目          | 補正前の額   | 補正額     | 計         | 節         |         | 説                  | 明 |
|------------|---------|---------|-----------|-----------|---------|--------------------|---|
|            |         |         |           | 区分        | 金額      |                    |   |
| 6 教育費国庫補助金 | 394,370 | 249,101 | 643,471   | 2 小学校費補助金 | 161,245 | 小学校通信ネットワーク整備事業補助金 |   |
|            |         |         |           | 3 中学校費補助金 | 87,856  | 中学校通信ネットワーク整備事業補助金 |   |
| 計          | 989,818 | 249,101 | 1,238,919 |           |         |                    |   |

[単位 千円]

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

| 目     | 補正前の額   | 補正額 | 計       | 節     |     | 説      | 明 |
|-------|---------|-----|---------|-------|-----|--------|---|
|       |         |     |         | 区分    | 金額  |        |   |
| 1 繰越金 | 785,681 | 102 | 785,783 | 1 繰越金 | 102 | 前年度繰越金 |   |
| 計     | 785,681 | 102 | 785,783 |       |     |        |   |

[単位 千円]

(款) 22 市債

(項) 1 市債

| 目     | 補正前の額     | 補正額     | 計         | 節      |         | 説                | 明 |
|-------|-----------|---------|-----------|--------|---------|------------------|---|
|       |           |         |           | 区分     | 金額      |                  |   |
| 5 教育債 | 282,800   | 249,000 | 531,800   | 2 小学校債 | 161,200 | 小学校通信ネットワーク整備事業債 |   |
|       |           |         |           | 3 中学校債 | 87,800  | 中学校通信ネットワーク整備事業債 |   |
| 計     | 2,024,100 | 249,000 | 2,273,100 |        |         |                  |   |

[単位 千円]

歳 出

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

| 目          | 補正前の額   | 補正額     | 計       | 補正額の財源内訳                   |         |      | 区分       | 金額      | 説明              |
|------------|---------|---------|---------|----------------------------|---------|------|----------|---------|-----------------|
|            |         |         |         | 補正額の財源内訳                   |         | 一般財源 |          |         |                 |
|            |         |         |         | 特定財源                       | 地方債その他  |      |          |         |                 |
| 3 小学校施設整備費 | 77,700  | 322,491 | 400,191 | 161,245<br>(国補)<br>161,245 | 161,200 | 46   | 15 工事請負費 | 322,491 | 小学校通信ネットワーク整備工事 |
| 計          | 427,857 | 322,491 | 750,348 | 161,245                    | 161,200 | 46   |          |         |                 |

(款) 8 教育費

(項) 3 中学校費

| 目          | 補正前の額   | 補正額     | 計       | 補正額の財源内訳                 |        |      | 区分       | 金額      | 説明              |
|------------|---------|---------|---------|--------------------------|--------|------|----------|---------|-----------------|
|            |         |         |         | 補正額の財源内訳                 |        | 一般財源 |          |         |                 |
|            |         |         |         | 特定財源                     | 地方債その他 |      |          |         |                 |
| 3 中学校施設整備費 | 19,437  | 175,712 | 195,149 | 87,856<br>(国補)<br>87,856 | 87,800 | 56   | 15 工事請負費 | 175,712 | 中学校通信ネットワーク整備工事 |
| 計          | 264,466 | 175,712 | 440,178 | 87,856                   | 87,800 | 56   |          |         |                 |

## 報告第4号

令和2年生駒市議会第1回（2月）臨時会提出議案の結果について

令和2年生駒市議会第1回（2月）臨時会提出議案の結果について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第6条第1号の規定により、次のとおり報告する。

令和2年2月25日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

### 【提出議案】

- ・令和元年度生駒市一般会計補正予算（第7回）

### 【審議経過】

令和2年2月12日 開会

令和2年2月12日 予算委員会（市民文教分科会）

令和2年2月12日 予算委員会

令和2年2月12日 再開

### 【結果】

原案のとおり可決

議案第 2 号

令和 2 年度予算編成について

令和 2 年度予算編成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

議案第3号

令和2年生駒市議会第2回（3月）定例会提出議案の意見について

令和2年生駒市議会第2回（3月）定例会提出議案の意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和2年2月25日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

【提出議案】

- ・ 令和元年度生駒市一般会計補正予算（第8回）
- ・ 生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

## 第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

1 追加

[単位 千円]

| 款   | 項    | 事業名       | 金額     |
|-----|------|-----------|--------|
| 教育費 | 幼稚園費 | 幼稚園施設整備事業 | 14,245 |

2 変更

[単位 千円]

| 款   | 項    | 補正前       |         | 補正後       |         |
|-----|------|-----------|---------|-----------|---------|
|     |      | 事業名       | 金額      | 事業名       | 金額      |
| 教育費 | 小学校費 | 小学校施設整備事業 | 322,491 | 小学校施設整備事業 | 515,711 |
|     | 中学校費 | 中学校施設整備事業 | 175,712 | 中学校施設整備事業 | 468,583 |

## 第 4 表 地 方 債 補 正

### 1 追加

[単位 千円]

| 起債の目的     | 限度額   | 起債の方法      | 利率   | 償還の方法   |
|-----------|-------|------------|--|---|
| 幼稚園施設整備事業 | 9,400 | 証書借入又は証券発行 | 5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。 |

### 2 変更

[単位 千円]

| 起債の目的     | 補 正 前   |       |    |       | 補 正 後   |       |    |       |
|-----------|---------|-------|----|-------|---------|-------|----|-------|
|           | 限度額     | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限度額     | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 小学校施設整備事業 | 161,200 | "     | "  | "     | 274,200 | "     | "  | "     |
| 中学校施設整備事業 | 87,800  | "     | "  | "     | 282,900 | "     | "  | "     |

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

[単位 千円]

| 目          | 補正前の額   | 補正額     | 計       | 節         |        | 明                                 |
|------------|---------|---------|---------|-----------|--------|-----------------------------------|
|            |         |         |         | 区分        | 金額     |                                   |
| 6 教育費国庫補助金 | 643,471 | 158,913 | 802,384 | 2 小学校費補助金 | 56,497 | 小学校非構造部材耐震化事業交付金                  |
|            |         |         |         | 3 中学校費補助金 | 97,621 | 中学校非構造部材耐震化事業交付金<br>中学校トイレ改修事業交付金 |
|            |         |         |         | 4 幼稚園費補助金 | 4,795  | 幼稚園トイレ改修事業交付金                     |
|            |         |         |         |           |        |                                   |

(款) 22 市債

(項) 1 市債

[単位 千円]

| 目     | 補正前の額   | 補正額     | 計       | 節      |         | 明                             |
|-------|---------|---------|---------|--------|---------|-------------------------------|
|       |         |         |         | 区分     | 金額      |                               |
| 5 教育債 | 531,800 | 317,500 | 849,300 | 2 小学校債 | 113,000 | 小学校非構造部材耐震化事業債                |
|       |         |         |         | 3 中学校債 | 195,100 | 中学校非構造部材耐震化事業債<br>中学校トイレ改修事業債 |
|       |         |         |         | 4 幼稚園債 | 9,400   | 幼稚園トイレ改修事業債                   |
|       |         |         |         |        |         |                               |

歳 出

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

| 目          | 補正前の額   | 補正額     | 計       | 補正額の財源内訳                 |         |     | 区分       | 金額      | 説 明                 |
|------------|---------|---------|---------|--------------------------|---------|-----|----------|---------|---------------------|
|            |         |         |         | 一般財源                     |         |     |          |         |                     |
|            |         |         |         | 国県支出金                    | 地方債     | その他 |          |         |                     |
| 3 小学校施設整備費 | 400,191 | 169,509 | 569,700 | 56,497<br>(国補)<br>56,497 | 113,000 | 12  | 15 工事請負費 | 169,509 | 小学校屋内運動場非構造部材耐震化等工事 |
| 計          | 750,348 | 169,509 | 919,857 | 56,497                   | 113,000 | 12  |          |         |                     |

(款) 8 教育費

(項) 3 中学校費

| 目          | 補正前の額   | 補正額     | 計       | 補正額の財源内訳                 |         |     | 区分       | 金額      | 説 明   |
|------------|---------|---------|---------|--------------------------|---------|-----|----------|---------|---|
|            |         |         |         | 一般財源                     |         |     |          |         |   |
|            |         |         |         | 国県支出金                    | 地方債     | その他 |          |         |   |
| 3 中学校施設整備費 | 195,149 | 292,871 | 488,020 | 97,621<br>(国補)<br>97,621 | 195,100 | 150 | 15 工事請負費 | 292,871 | 中学校屋内運動場非構造部材耐震化等工事<br>86,364<br>中学校トイレ改修工事 206,507 |
| 計          | 440,178 | 292,871 | 733,049 | 97,621                   | 195,100 | 150 |          |         |   |

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

| 目          | 補正前の額   | 補正額    | 計       | 補正額の財源内訳               |       |     | 区分       | 金額     | 説 明                |
|------------|---------|--------|---------|------------------------|-------|-----|----------|--------|--------------------|
|            |         |        |         | 一般財源                   |       |     |          |        |                    |
|            |         |        |         | 国県支出金                  | 地方債   | その他 |          |        |                    |
| 2 幼稚園施設整備費 | 6,658   | 14,245 | 20,903  | 4,795<br>(国補)<br>4,795 | 9,400 | 50  | 15 工事請負費 | 14,245 | 認定こども園生駒幼稚園トイレ改修工事 |
| 計          | 747,918 | 14,245 | 762,163 | 4,795                  | 9,400 | 50  |          |        |                    |



議案第 20 号

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和2年3月4日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平  
成26年12月生駒市条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「令和2年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第4号

生駒市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和2年2月25日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

生駒市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

生駒市教育委員会事務局組織規則(平成2年4月生駒市教育委員会規則第5号)  
の一部を次のように改正する。

別表の1の表子育て支援総合センターの項第1号中「子育て短期支援事業に関する事」を「子ども家庭総合支援拠点に関する事(こどもサポートセンターの所管に係るものを除く。)」に改め、同表こどもサポートセンターの項第1号中エをキとし、ウをカとし、イの次に次のように加える。

ウ 子育て短期支援事業に関する事。

エ 要保護児童対策地域協議会に関する事。

オ 子ども家庭総合支援拠点に関する事(子育て支援総合センターの所管に係るものを除く。)

附 則

この規則は、令和2年3月1日から施行する。

## 議案第5号

### 生駒市長の権限に属する事務の補助執行の協議について

生駒市長の権限に属する事務の補助執行について、別紙のとおり生駒市長から協議があり、この協議に対し同意等をするることについて、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第2条第16号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和2年2月25日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

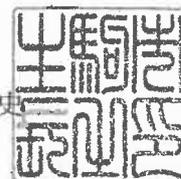


生 秘 第 3 0 号

令和 2 年 2 月 1 7 日

生駒市教育委員会 様

生駒市長 小 紫 雅 史



生駒市長の権限に属する事務の補助執行について（協議）

このことについて、生駒市児童福祉事務補助執行規則（平成28年3月生駒市規則第10号）第2条に定める補助執行させる事務に下記の事務を追加し、生駒市長の権限に属する事務の一部を生駒市教育委員会事務局の職員に補助執行させたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により協議します。

記

1 補助執行させる事務に追加する事務

- ・子ども家庭総合支援拠点に関すること。
- ・要保護児童対策地域協議会に関すること。

2 実施予定日

令和2年3月1日から

議案第6号

令和4年度以降の成人式の取扱について

令和4年度以降の成人式の取扱について、別紙のとおり提出する。

令和2年2月25日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

## 二十歳のつどい（案）

- 1 趣 旨 20歳(ハタチ)に達した男女の新しい門出を祝福するとともに、社会人としての新たな自覚と誇りをもって、未来の生駒市発展に貢献できる人づくりを目標として式典を開催する。
- 2 主 催 生駒市・生駒市教育委員会
- 3 企画・運営 二十歳のつどい運営委員会
- 4 日 時 令和5年1月9日（月・祝日）  
10：00～12：40
- 5 場 所 たけまるホール 大ホール
- 6 対 象 者 平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた20歳の人を対象とし、生駒市に在住している人及び生駒市出身で生駒市の二十歳のつどいに出席を希望する人。
- 7 対象人数 約1,200人（令和2年成人式参加者952名）
- 8 日程 予定 9：30 受付開始  
10：00 式典  
10：30 記念行事  
11：30 記念写真撮影開始  
12：40 終了
- 9 その他  
式典、記念行事の内容：詳細については10月から始まる 二十歳のつどい運営委員会で協議し決定していきます。

議案第 1 号

令和 2 年度生駒市学校教育の目標について

令和 2 年度生駒市学校教育の目標について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 6 0 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 3 条の規定により、別冊のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

